

公衆浴場の浴槽水における水質基準の一部改正について

1 目的

国は水質の指標として現在規定している大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数の測定が技術上可能になったことから、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」（平成12年12月15日付生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添1）を改正し、令和7年4月1日から適用することとなった。

区では公衆浴場の浴槽水の水質基準については、同指針に基づき条例で規定している。

区としても、改正趣旨を踏まえ、東京都台東区公衆浴場法施行条例の改正を行うものである。

2 改正内容

衛生及び風紀に必要な措置等の基準のうち、浴槽水の水質基準の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改正する。

3 今後の予定

令和7年4月1日 改正後の条例施行

第26号議案 東京都台東区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>ハ <u>大腸菌数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(7)~(40) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>ハ <u>大腸菌群数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(7)~(40) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。